

議案第 106 号

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 24 項」を「第 8 条第 25 項」に改める。

第 40 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項中「第6号」を「第7号」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第56条中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削る。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第66条第2項第8号中「第64条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第67条中「第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39条」を

「第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」との次に「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」を加える。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第88条中「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」を「第37条から第40条まで（第38条第4項を除く。）」に、「、第63条及び第64条」を「及び第63条」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」との次に「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附則第2項の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に次の見出し及び1項を加える。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、同項ただし書の規定による別段の申出を行った上で、同年4月1日から第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第50条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正を踏まえ、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対し、地域住民の代表者等により構成される協議会を設置する義務等を課すこととするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。